

四半期報告書

(第98期第1四半期)

株式会社クレハ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	21
3 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【四半期連結財務諸表】	23
2 【その他】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日(2010年8月12日)

【四半期会計期間】 第98期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)

【会社名】 株式会社クレハ

【英訳名】 KUREHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩 崎 隆 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 吉 田 徹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 吉 田 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2-1)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1-8-16)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第97期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第98期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第97期
会計期間	自 2009年4月1日 至 2009年6月30日	自 2010年4月1日 至 2010年6月30日	自 2009年4月1日 至 2010年3月31日
売上高 (百万円)	29,110	30,481	134,606
経常利益 (百万円)	772	961	5,499
四半期(当期)純利益 (百万円)	200	463	1,571
純資産額 (百万円)	97,392	94,791	96,822
総資産額 (百万円)	180,869	179,979	184,623
1株当たり純資産額 (円)	541.04	531.76	538.10
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1.12	2.59	8.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1.12	2.59	8.77
自己資本比率 (%)	53.6	52.5	52.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,199	956	15,847
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,832	△1,750	△17,682
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,264	△207	1,999
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	8,063	6,214	7,213
従業員数 (名)	3,909	4,186	4,101

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、表示単位未満で希薄化が生じております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社でありました東レKPフィルム㈱の全株式を売却したことにより、持分法適用関連会社から除外しております。

なお、クレハプラスチックス㈱は、2010年7月1日付で当社と合併し解散いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2010年6月30日現在

従業員数(名)	4,186	[608]
---------	-------	-------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の期中平均雇用人員であります。

3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

2010年6月30日現在

従業員数(名)	1,372
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、建設関連事業においては、生産を定義することが困難であるため、生産実績には含めておりません。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
機能製品事業	6,237	—
化学製品事業	5,255	—
樹脂製品事業	7,370	—
合計	18,864	—

(注) 1 金額は平均販売単価によっております。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における、土木・建築工事の施工請負等の受注実績は次のとおりであります。なお、これ以外の製品については見込生産を行っております。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
建設関連事業	3,547	—	6,327	—
その他関連事業	59	—	—	—
合計	3,606	—	6,327	—

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
機能製品事業	8,453	—
化学製品事業	7,512	—
樹脂製品事業	9,725	—
建設関連事業	1,918	—
その他関連事業	2,871	—
合計	30,481	—

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期のわが国経済は、中国など新興国の経済成長により引き続き輸出が増加し、民間設備投資の持ち直し傾向、個人消費にも底入れ感がみられましたが、欧州の財政・金融不安に端を発する円高・株安が景気回復の重しとなりました。

化学工業におきましては、中国等アジア向けの輸出増加に加え、自動車、電気・電子関連の需要回復により設備稼働率が上昇いたしました。川下需要分野の厳しい状況に変化はありませんでした。

当社及びグループ各社はこのような状況のもと、既存事業の売上げ増による利益拡大、集中事業分野への設備投資による償却費増に対処すべくコスト削減に取り組んだ結果、当第1四半期の連結売上高は前年同四半期比4.7%増の304億81百万円、営業利益は前年同四半期比49.9%増の9億94百万円、経常利益は前年同四半期比24.4%増の9億61百万円となりました。

四半期純利益につきましては、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う特別損失を計上いたしました。前年同四半期比131.1%増の4億63百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①機能製品事業

機能樹脂分野では、PPS樹脂は自動車用途及び電気・電子素材用途の需要が増加し、又、米国における合弁事業の業績も回復し、売上げ、営業利益共に前年同四半期に比べ増加いたしました。ふっ化ビニリデン樹脂は、工業用素材用途及びリチウムイオン二次電池用バインダー用途の需要増加により、売上げ、営業利益共に前年同四半期に比べ増加いたしました。

炭素製品分野では、特殊炭素材料は電池用負極材用途の需要が増加いたしました。炭素繊維は太陽電池パネル製造用等の高温熱処理炉用断熱材用途の需要が低迷し、この分野の売上げ、営業利益共に前年同四半期に比べ減少いたしました。

PGA(ポリグリコール酸)は、米国における工場建設を進めており、パイロットプラントから少量の出荷はありましたが、開発費負担が大きく、営業利益は前年同四半期に比べ減少いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同四半期比25.9%増の84億53百万円なり、営業損失は前年同四半期の4億6百万円から99百万円に改善いたしました。

②化学製品事業

医薬・農薬分野では、慢性腎不全用剤「クレメジン」及び抗悪性腫瘍剤「クレスチン」は前年同四半期並みの売上げとなりましたが、薬価改定の影響があり、又、農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」は輸出の減少と共に円高ユーロ安により、この分野の営業利益は前年同四半期に比べ減少いたしました。

工業薬品分野では、か性ソーダ・塩酸等の無機薬品類はか性ソーダの製品価格が下落したものの、クロルベンゼン類は製品価格が上昇し、両製品共に販売数量が増加したことにより、この分野の売上げ、営業利益共に前年同四半期に比べ増加いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同四半期比5.2%増の75億12百万円なり、営業利益は前年同四半期比23.2%増の9億58百万円となりました。

③樹脂製品事業

コンシューマー・グッズ分野では、ふっ化ビニリデン釣糸「シーガー」の売上げは前年同四半期に比べ増加いたしました。家庭用ラップ「NEWクレラップ」は改良された商品価値を反映する市場価格形成に注力したものの、競争激化により売上げが減少し、この分野の営業利益は前年同四半期に比べ減少いたしました。

業務用食品包装材分野では、塩化ビニリデン・フィルム、熱収縮多層フィルム、ラミネート用ハイバリア・フィルム「ベセーラ」及び多層ボトルは前年同四半期並みの売上げに対して、クレハ・ベトナムCo., Ltd. 製品が本格稼動に至らず、コスト高となりましたが、欧州子会社では前年同四半期を上回る販売実績となり、この分野の営業利益は前年同四半期に比べ増加いたしました。

包装機械は前年同四半期にあったクリップレス自動充填結紮機の大口出荷がなく、営業利益は減少いたしました。中国向けの塩化ビニリデン・コンパウンドは製品価格上昇及び原燃料価格低下により、営業利益は前年同四半期に比べ増加いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同四半期比4.1%減の97億25百万円となり、営業利益は前年同四半期比4.6%増の4億5百万円となりました。

④建設関連事業

建設事業は民間建築工事の受注が低迷し、エンジニアリング事業も大型工事案件が少なかったことにより売上げは低調となり、営業損失を計上いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は19億18百万円となり、営業損失は2億69百万円となりました。

⑤その他関連事業

運送事業の受注が好調であり、又、環境事業では産業廃棄物処理の受注が高水準であったことに加え、新事業所の稼働により売上げは堅調に推移いたしましたが、主に環境事業の新事業所でのコスト負担を吸収しきれず、営業利益は低調でした。

この結果、本セグメントの売上高は28億71百万円となり、営業利益は12百万円となりました。

(事業区分の方法の変更)

当第1四半期から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

これにより、従来、「機能製品事業」「化学製品事業」「樹脂製品事業」「その他事業」としていたものを、「機能製品事業」「化学製品事業」「樹脂製品事業」「建設関連事業」「その他関連事業」の5つの報告セグメントとしております。

なお、前年同四半期比較にあたっては、「機能製品事業」「化学製品事業」「樹脂製品事業」については実質的に区分の変更が無いことから前年同四半期比較形式で記載し、「建設関連事業」「その他関連事業」については前年同四半期との比較は記載していません。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末の資産の部につきましては、流動資産は、前第4四半期に比較して当第1四半期の売上げ減少による債権の減少などにより、前期末に比べ28億72百万円減の626億99百万円となりました。有形固定資産は、海外生産拠点を含む高水準の設備投資が償却費増加を上回り、前期末に比べ5億77百万円増の823億72百万円となりました。投資その他の資産は、投資有価証券の時価が前期末より下落したこと、持分法適用関連会社の株式売却などにより、前期末に比べ23億43百万円減の338億83百万円となりました。以上の結果、資産合計は、前期末に比べ46億44百万円減の1,799億79百万円となりました。

負債の部につきましては、有利子負債は短期借入金の減少と長期借入金の増加との差し引きにより、前期末に比べ13億77百万円増の493億47百万円となりましたが、建設関連事業における仕入債務の減少、賞与及び法人税等の支出に伴う賞与引当金及び未払法人税等の減少などにより、負債合計として前期末に比べ26億13百万円減の851億88百万円となりました。

純資産の部につきましては、四半期純利益4億63百万円を計上、剰余金の配当8億95百万円を実施し、株式の評価差額金が8億50百万円減少、自己株式の取得等による6億80百万円の減少などの差引きとして、純資産合計は、前期末に比べ20億31百万円減の947億91百万円となりました。

このような総資産の変動は、季節要因による債権債務の変動、株価等の外部要因を除いて、海外等の設備投資及び一部設備稼働に伴い、追加的資金調達を行うなど事業展開を進めたことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期の営業活動によるキャッシュ・フローは9億56百万円の収入となり、前年同四半期に比べ12億42百万円収入が減少いたしました。これは、前年同四半期に比べ売上債権やたな卸資産などの運転資本が増加したことなどによるものです。当第1四半期の投資活動によるキャッシュ・フローは17億50百万円の支出となり、前年同四半期に比べ20億82百万円支出が減少いたしました。これは、前年同四半期に比べ有形及び無形固定資産の取得による支出が減少したことなどによるものです。当第1四半期の財務活動によるキャッシュ・フローは2億7百万円の支出となり、前年同四半期に比べ24億72百万円収入が減少いたしました。これは、前年同四半期に比べ長期借入金の調達が減少したことや自己株式の取得による支出があったことなどによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期末残高は、前期末に比べ9億98百万円減少し、62億14百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更や新たな課題はありません。なお、当社は財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は以下のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針等

当社は、2010年3月16日に開催された取締役会において、株式会社の支配に関する基本方針を一部変更すると共に、同年6月25日開催の定時株主総会における承認を条件に、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為及びこれに類する行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、又、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為等を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策の内容を一部変更した上で更新することを決定いたしました。(以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。)

その後、同年6月25日開催の定時株主総会において本対応策は承認されました。

①株式会社の支配に関する基本方針

ア. 当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであります。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

イ. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではございませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響をおよぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えております。

ウ. しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「中計GG」の達成とコーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての本対応策の概要は以下のとおりであります。

ア. 本対応策の目的

当社取締役会は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付ルールの内容を一部変更した上で更新することを決定いたしました。

イ. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ii)取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであります。

大規模買付ルールの具体的な手続きとして、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為の実行又は提案に先立ち、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。それに対し当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者から取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の回答期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものといたします。又、当初提供していただいた本必要情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な回答期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送すると共にその旨を開示することといたします。又、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該本必要情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、その旨を開示すると共に、後記の取締役会による評価・検討を開始することがあります。

大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)といたします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。

ウ. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、又は、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと、当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがございます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合がございます。

対抗措置を講じるか否か、発動した対抗措置を停止するか否か等については、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、更新前の対応策と同様に独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任いたします。

当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等についての勧告を行うものとしたします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

エ. 有効期間、継続及び廃止

本対応策の有効期間は、2010年6月25日開催の定時株主総会の終結の時より3年間(2013年6月に開催予定の定時株主総会の時まで)とし、以降、本対応策の更新(一部修正した上での継続を含みます。)については株主総会の承認を経ることとしたします。

本対応策は、その有効期間中であっても①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしたします。又、取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、企業価値・株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応策の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本対応策について更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本対応策に関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主の皆様が不利益を与えない場合には、本対応策を修正又は変更する場合があります。

オ. 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

但し、大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

④上記項目②の取組みとして記載の「中計GG」及び「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化」並びに③の取組みとして記載の本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

- ・当該取組みが基本方針に沿うものであること
- ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
- ・当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

「中計GG」及び「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化」は、いずれも企業価値・株主利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

又、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充たしていること

本対応策は、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月27日 経済産業省・法務省)の定める三原則(1 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2 事前開示・株主意思の原則、3 必要性・相当性確保の原則)を充たしております。

又、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明らかに認められることが必要である旨を明示する等、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(2008年6月30日 企業価値研究会)その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応策は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

イ. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものであります。

ウ. 株主意思を尊重するものであること

本対応策の有効期間は2010年6月25日開催の定時株主総会の終結の時より3年間とし、以降、本対応策の更新については定時株主総会の承認を経ることとしております。本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

なお、当社取締役の任期は従来通り1年とし、その点でも株主意思を尊重するものとなっております。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任いたします。本対応策に記載の対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等について勧告を行うものいたします。なお、独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。(但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。)当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

オ. 合理的な客観的要件の設定

本対応策は、項目③ーウ. 「大規模買付行為がなされた場合の対応策」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと考えております。

カ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。又、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、13億38百万円であります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

2010年度の日本経済は、景気が自律的な回復へ向かうことが期待されるものの、今後の経済見通しは、欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動やデフレの影響など依然として不透明な状況にあります。

このような環境に対し、「機能製品事業」におきましては、PPS樹脂の出荷が自動車向け及び電気、電子向け需要の回復に伴い堅調に推移すると見込んでおります。ふっ化ビニリデン樹脂はリチウムイオン二次電池バインダー用途向けに伸張し、又、工業用素材用途向けの回復を見込んでおります。太陽電池向け需要が急激に落ち込んでいた炭素製品については需要回復に時間を要しており、期後半からの需要回復が期待され、品質向上、コスト競争力の強化を図ると共に、生産販売体制のグローバルなネットワークの構築を引き続き進めてまいります。リチウムイオン二次電池(LiB)用負極材は、今後のEV、PHEV及びHEV向けLiBの需要増加が期待され、設備の増強及びグローバルな事業展開を進めてまいります。又、PGA(ポリグリコール酸)の米国プラントの建設を完了させ、商業運転を開始し、市場開拓を推進してまいります。「化学製品事業」におきましては、引き続き医薬・農薬の市場拡大を図ってまいります。「樹脂製品事業」におきましては、業務用食品包装フィルム製造のベトナム移管を着実に進展させ、当該事業の収益基盤を確立すると共に、今後の成長が期待される東南アジア・インド・オセアニア地域での事業展開を進めてまいります。又、コンシューマー・グッズのリニューアルを核とした拡販・商品価値を反映した市場価格形成を継続してまいります。「建設関連事業」及び「その他関連事業」におきましても、原価低減等を推進してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

又、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2010年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2010年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	181,683,909	181,683,909	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数は1,000株であり ます。
計	181,683,909	181,683,909	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

当社は会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

2007年6月27日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づく新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (2010年6月30日)
新株予約権の数(個)	221(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2007年7月18日～2037年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 551 資本組入額 276
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2007年6月27日から2008年6月26日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③割当対象者が新株予約権を放棄した場合、当該割当者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

2008年6月26日開催の取締役会の決議に基づく新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (2010年6月30日)
新株予約権の数(個)	235(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2008年7月23日～2038年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 566 資本組入額 283
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2008年6月26日から2009年6月25日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③割当対象者が新株予約権を放棄した場合、当該割当者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

2009年6月25日開催の取締役会の決議に基づく新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (2010年6月30日)
新株予約権の数(個)	453(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2009年7月22日～2039年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 487 資本組入額 244
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができる。 ②新株予約権者が2009年6月25日から2010年6月24日までの間に辞任、死亡その他の理由により当社の取締役の地位を喪失した場合には、その在任期間に応じて、行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 ③割当対象者が新株予約権を放棄した場合、当該割当者は当該放棄にかかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により割当株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2010年6月30日	—	181,683,909	—	12,460	—	10,203

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、中央三井アセット信託銀行株式会社及びその共同保有者である中央三井アセットマネジメント株式会社から2010年5月11日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、2010年4月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末日現在における実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数 の割合 (%)
中央三井アセット信託銀行 株式会社	東京都港区芝3-23-1	6,708	3.69
中央三井アセットマネジメ ント株式会社	東京都港区芝3-23-1	1,276	0.70
計	—	7,984	4.39

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2010年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2010年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,498,000 (相互保有株式) 普通株式 15,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,615,000	178,615	同上
単元未満株式	普通株式 555,909	—	同上
発行済株式総数	181,683,909	—	—
総株主の議決権	—	178,615	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式等が以下のとおり含まれております。

(自己保有株式)
株クレハ 103株

② 【自己株式等】

2010年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱クレハ (相互保有株式)	東京都中央区日本橋 浜町3-3-2	2,498,000	—	2,498,000	1.37
エルメック電子工業㈱	新潟県新潟市北区木崎 尾山前778-45	15,000	—	15,000	0.01
計	—	2,513,000	—	2,513,000	1.38

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2010年 4月	5月	6月
最高(円)	500	489	460
最低(円)	435	423	415

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第1部)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
代表取締役 専務執行役員	事業戦略本部長、海外グループ会社事業統括	代表取締役 専務執行役員	高機能材、クレハロン、医薬品各事業部管掌、事業戦略本部長、海外グループ会社事業統括	萩野 弘二	2010年6月25日
取締役 常務執行役員	PGA事業部長、化学品事業部長	取締役 常務執行役員	新事業推進本部管掌、PGA事業部長、化学品事業部長	小林 豊	2010年6月25日
取締役 常務執行役員	生産本部長、生産本部いわき事業所長	取締役 常務執行役員	生産本部いわき事業所長	須能 則和	2010年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（2009年4月1日から2009年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（2009年4月1日から2009年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（2010年4月1日から2010年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（2010年4月1日から2010年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（2009年4月1日から2009年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（2009年4月1日から2009年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（2010年4月1日から2010年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（2010年4月1日から2010年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2010年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2010年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,214	7,213
受取手形及び売掛金	28,053	31,837
商品及び製品	13,640	14,514
仕掛品	1,649	1,123
原材料及び貯蔵品	5,009	5,110
その他	8,217	5,884
貸倒引当金	△85	△112
流動資産合計	62,699	65,571
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	29,116	28,413
機械装置及び運搬具（純額）	24,966	24,713
その他（純額）	28,288	28,667
有形固定資産合計	※1 82,372	※1 81,794
無形固定資産	1,024	1,030
投資その他の資産		
投資有価証券	18,821	21,173
その他	15,434	15,482
貸倒引当金	△373	△428
投資その他の資産合計	33,883	36,227
固定資産合計	117,279	119,052
資産合計	179,979	184,623

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2010年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2010年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,560	16,833
短期借入金	14,602	14,809
未払法人税等	744	1,740
賞与引当金	1,037	2,138
その他	12,685	12,911
流動負債合計	44,629	48,433
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	19,744	18,160
退職給付引当金	853	1,231
役員退職慰労引当金	297	361
環境対策引当金	176	173
資産除去債務	752	—
その他	3,733	4,441
固定負債合計	40,558	39,367
負債合計	85,188	87,801
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,460	12,460
資本剰余金	9,456	9,948
利益剰余金	72,561	72,500
自己株式	△1,934	△1,253
株主資本合計	92,543	93,655
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,140	4,990
為替換算調整勘定	△2,218	△2,225
評価・換算差額等合計	1,921	2,764
新株予約権	47	54
少数株主持分	277	347
純資産合計	94,791	96,822
負債純資産合計	179,979	184,623

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
売上高	29,110	30,481
売上原価	21,493	22,438
売上総利益	7,616	8,043
販売費及び一般管理費	※1 6,953	※1 7,049
営業利益	663	994
営業外収益		
受取利息	24	18
受取配当金	363	317
持分法による投資利益	58	95
負ののれん償却額	15	—
その他	123	69
営業外収益合計	586	500
営業外費用		
支払利息	200	197
売上割引	114	111
為替差損	—	127
その他	161	97
営業外費用合計	476	533
経常利益	772	961
特別利益		
固定資産売却益	40	4
投資有価証券売却益	204	210
その他	34	52
特別利益合計	279	266
特別損失		
固定資産除売却損	146	21
投資有価証券評価損	—	43
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	184
その他	23	67
特別損失合計	170	316
税金等調整前四半期純利益	882	911
法人税等	※2 733	※2 504
少数株主損益調整前四半期純利益	—	407
少数株主損失(△)	△52	△56
四半期純利益	200	463

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	882	911
減価償却費	2,545	2,468
のれん及び負ののれん償却額	△15	19
引当金の増減額 (△は減少)	△202	△486
受取利息及び受取配当金	△388	△335
支払利息	200	197
持分法による投資損益 (△は益)	△58	△95
有形及び無形固定資産除売却損益 (△は益)	105	17
有価証券及び投資有価証券評価損益 (△は益)	—	43
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△204	△210
売上債権の増減額 (△は増加)	5,485	3,691
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,420	354
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,522	△2,120
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,934	△1,239
その他の負債の増減額 (△は減少)	△1,383	△1,001
その他	79	64
小計	3,009	2,279
利息及び配当金の受取額	388	582
利息の支払額	△231	△224
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△966	△1,680
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,199	956
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△4,720	△2,792
有形及び無形固定資産の売却による収入	48	22
有形固定資産の除却による支出	△28	△21
投資有価証券の取得による支出	△5	△5
投資有価証券の売却による収入	403	1,058
出資金の払込による支出	△97	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	547	—
貸付けによる支出	△0	△31
貸付金の回収による収入	12	25
その他	7	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,832	△1,750

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	416	△67
長期借入れによる収入	3,717	2,791
長期借入金の返済による支出	△960	△1,307
自己株式の取得による支出	△1	△693
配当金の支払額	△895	△895
少数株主への配当金の支払額	△3	△7
その他	△8	△26
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,264	△207
現金及び現金同等物に係る換算差額	223	3
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△56	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	798	△998
現金及び現金同等物の期首残高	7,264	7,213
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 8,063	※ 6,214

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
<p>1 持分法の適用に関する事項の変更</p> <p>持分法適用関連会社</p> <p>前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました東レKPフィルム(株)は、2010年6月に全株式を売却したことにより、持分法適用関連会社から除外しております。</p> <p>変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p> <p>2 会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ12百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は197百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
<p>(四半期連結貸借対照表関係)</p> <p>前第1四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「役員賞与引当金」(当第1四半期連結会計期間17百万円)は、負債の総額の100分の10以下のため、流動負債の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>1 前第1四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「負ののれん償却額」(当第1四半期連結累計期間4百万円)は、営業外収益の総額の100分の20以下のため、営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>2 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)	
1	<p>原価差異の繰延処理</p> <p>季節的に変動する操業度により発生した原価差異につきましては、原価計算期間末までにはほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産として繰延べております。</p>
2	<p>税金費用の計算</p> <p>当連結会計年度のグループ各社の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (2010年6月30日)	前連結会計年度末 (2010年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、160,059百万円 であります。</p> <p>2 保証債務 金融機関からの借入金に対する保証 従業員 285百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、158,875百万円 であります。</p> <p>2 保証債務 金融機関からの借入金に対する保証 従業員 302百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。</p> <p>給料 1,660百万円 賞与引当金繰入額 428百万円 退職給付費用 189百万円 研究開発費 1,484百万円</p> <p>※2 「法人税等」には、「法人税等調整額」を含めて 表示しております。</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。</p> <p>給料 1,702百万円 賞与引当金繰入額 433百万円 退職給付費用 95百万円 研究開発費 1,338百万円</p> <p>※2 同左</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (2009年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 8,063百万円 現金及び現金同等物 8,063百万円</p>	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (2010年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 6,214百万円 現金及び現金同等物 6,214百万円</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(2010年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自2010年4月1日至2010年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	181,683,909

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,036,850

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

会社名	内訳	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	47

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2010年4月20日 取締役会	普通株式	895	5	2010年3月31日	2010年6月2日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)

	機能製品 事業 (百万円)	化学製品 事業 (百万円)	樹脂製品 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	6,714	7,143	10,137	5,114	29,110	—	29,110
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	164	39	271	4,551	5,026	(5,026)	—
計	6,879	7,182	10,409	9,665	34,136	(5,026)	29,110
営業費用	7,286	6,404	10,021	9,747	33,460	(5,013)	28,446
営業利益又は 営業損失(△)	△406	777	387	△82	676	(13)	663

(注) 1 事業区分の方法

機能製品事業、化学製品事業、樹脂製品事業の3事業とその他事業にセグメンテーションしております。

2 各事業区分の主要製品及び役務の名称

事業区分	主要製品等
機能製品 事業	PPS樹脂、ふっ化ビニリデン樹脂 制電樹脂、静電気障害対策製品 炭素繊維、球状活性炭、特殊炭素材料、金属蒸着フィルム
化学製品 事業	慢性腎不全用剤、抗悪性腫瘍剤、農業・園芸用殺菌剤 か性ソーダ、塩酸、液体塩素、次亜塩素酸ソーダ モノクロルベンゼン、パラジクロルベンゼン、オルソジクロルベンゼン 粒状培土、園芸培土
樹脂製品 事業	家庭用ラップ、流し台用水切りゴミ袋、クッキングシート プラスチック製食品保存容器、ふっ化ビニリデン釣糸 塩化ビニリデン・フィルム、塩化ビニリデン・コンパウンド 熱収縮多層フィルム、多層ボトル、ラミネート用ハイバリア・フィルム 自動充填結紮機(食品包装用)
その他 事業	環境修復及び産業廃棄物の処理、産業設備の設計・工事監理業務 土木・建築工事の施工請負業務、運送及び倉庫業務、理化学分析、測定、試験及び検査業務

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)

	日本 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	26,385	2,497	227	29,110	—	29,110
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,123	21	164	1,308	(1,308)	—
計	27,509	2,518	391	30,418	(1,308)	29,110
営業費用	26,782	2,330	718	29,831	(1,384)	28,446
営業利益又は 営業損失(△)	726	187	△327	587	76	663

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) ヨーロッパ……イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー

(2) その他の地域……アメリカ、中国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 2009年4月1日 至 2009年6月30日）

	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	2,898	2,230	723	5,852
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	29,110
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.0	7.7	2.5	20.1

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) ヨーロッパ……イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、スイス

(2) アジア……中国、台湾、韓国

(3) その他の地域……アメリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品について、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「機能製品事業」、「化学製品事業」、「樹脂製品事業」、「建設関連事業」、「その他関連事業」の5つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属する主要製品・サービスは以下の通りであります。

セグメント	主要製品等
機能製品事業	PPS樹脂、ふっ化ビニリデン樹脂、制電樹脂 炭素繊維、球状活性炭、特殊炭素材料、PGA（ポリグリコール酸）
化学製品事業	慢性腎不全用剤、抗悪性腫瘍剤、農業・園芸用殺菌剤、粒状培土、園芸培土 か性ソーダ、塩酸、液体塩素、次亜塩素酸ソーダ モノクロルベンゼン、パラジクロルベンゼン、オルソジクロルベンゼン
樹脂製品事業	家庭用ラップ、流し台用水切りゴミ袋、クッキングシート プラスチック製食品保存容器、ふっ化ビニリデン釣糸 塩化ビニリデン・フィルム、塩化ビニリデン・コンパウンド 熱収縮多層フィルム、多層ボトル、ラミネート用ハイバリア・フィルム 自動充填結紮機（食品包装用）
建設関連事業	産業設備の設計・工事監理業務、土木・建築工事の施工請負業務
その他関連事業	環境修復及び産業廃棄物の処理、運送及び倉庫業務、理化学分析・測定・試験及び検査業務

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 2010年4月1日 至 2010年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	8,453	7,512	9,725	1,918	2,871	30,481	—	30,481
セグメント間の内部 売上高又は振替高	185	53	354	1,632	1,947	4,174	△4,174	—
計	8,639	7,566	10,080	3,551	4,819	34,656	△4,174	30,481
セグメント利益又は 損失（△）	△99	958	405	△269	12	1,008	△13	994

(注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末 (2010年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末 (2010年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末 (2010年6月30日)

資産除去債務が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

変動の内容及び当第1四半期連結累計期間における総額の増減は次のとおりであります。

前連結会計年度末残高 (注)	248百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	501百万円
その他増加額	2百万円
当第1四半期連結会計期間末残高	752百万円

(注) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当第1四半期連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (2010年6月30日)	前連結会計年度末 (2010年3月31日)
531円76銭	538円10銭

2 1株当たり四半期純利益等

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
1株当たり四半期純利益 1円12銭	1株当たり四半期純利益 2円59銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 1円12銭	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 2円59銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 (百万円)	200	463
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	200	463
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	179, 162, 411	178, 601, 158
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用 いられた四半期純利益調整額の内訳	—	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用 いられた普通株式増加数の内訳 (株)		
新株予約権	94, 785	116, 157
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2010年4月20日開催の取締役会において、2010年3月31日最終の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 配当金の総額 | 895百万円 |
| ② 1株当たりの配当金 | 5円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2010年6月2日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2009年8月7日

株式会社クレハ
取締役会 御中

監 査 法 人 日 本 橋 事 務 所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 倉 明 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 木 下 雅 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クレハの2009年4月1日から2010年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2009年4月1日から2009年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2009年4月1日から2009年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クレハ及び連結子会社の2009年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2010年8月9日

株式会社クレハ
取締役会 御中

監 査 法 人 日 本 橋 事 務 所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 小 倉 明 印

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 木 下 雅 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クレハの2010年4月1日から2011年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2010年4月1日から2010年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2010年4月1日から2010年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クレハ及び連結子会社の2010年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日（2010年8月12日）

【会社名】 株式会社クレハ

【英訳名】 KUREHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩 崎 隆 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役専務執行役員 宗 像 敬 吉

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1-8-16)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長岩崎隆夫及び当社最高財務責任者宗像敬吉は、当社の第98期第1四半期(自 2010年4月1日 至 2010年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

